

全株主に付与された ストック・オプションの課税

制度調査部
中田 綾

インボイスのケース

【要約】

インボイスは、譲渡制限のないストック・オプションを全ての株主に対して一律に付与した。

このようなストック・オプションの取扱いに関して、国税庁に事前照会が行われおり、2004年11月11日にその回答が公表された。

国税庁の回答によると、今回のストック・オプションは、付与時と権利行使時共に課税対象とはならない。

全株主に付与された譲渡制限のないストック・オプション

インボイスは2004年6月26日に開催した定時株主総会で、2004年9月末のインボイスの全株主に対して1株につき1個のストック・オプションを付与することを提案し、承認された。その後、同社の取締役会で当該ストック・オプションの具体的な内容が決定され、申込み期間中に申込みを行った株主に対して11月12日にストック・オプションが付与された^(注1)。

インボイスでは当期純利益の50%を配当してきたが、中間期末時に、当該期の利益が未確定であるため、中間期末の配当が行われなかった。そこで、配当に代わる株主優待制度を実施するべきであるとして、2004年9月30日の株主に対して、ストック・オプションを付与することとなった。つまり、このストック・オプションは中間配当の代わりと言える。

権利付与基準日	2004年9月30日
付与対象者	2004年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主
割当方法	所有株式1株につき1個
発行価額	無償
行使価額	22,090円
行使期間	2004年11月12日から2005年9月30日
発行個数	7,486,546個(割当総数8,193,339の91.4%)
譲渡制限	なし(売買される市場が整備されていないため、株主から請求があった場合は、インボイスが公正な価額で買い取る)

当該ストック・オプションの権利付与時及び権利行使時の課税関係の有無について国税庁に照会が行われ、その回答が2004年11月11日に公表された。回答によると、インボイスが発行したストック・オプションは権利付与時及び権利行使時には、課税関係は生じない。

(注1) 2004年9月30日の発行済総株式数8,193,339株と同数の8,193,339株を総数とし、申込期間(2004年10月25日～2004年11月8日)内に「新株予約権申込証」による申込が行われた分について、11月12日に付与された。



国税庁の判断 ～インボイスのケース

インボイスが発行したストック・オプションは次の点から税制適格ストック・オプションとはならない（税制適格要件については4ページの「資料1」を参照）。

- ・付与対象者が全株主であり、取締役や使用人以外にも付与されている。
- ・権利行使開始日が権利付与決定日（株主総会決議日）より2年以内である
- ・譲渡が制限されていない

また、譲渡が制限されていないストック・オプションは、通常、権利付与時に課税される（譲渡制限のないストック・オプションの一般的な取扱いについては4ページの「資料2」を参照）。しかし以下の(1)-(2)に示すように、インボイスのストック・オプションは、付与時のみならず権利行使時にも課税されず、ストック・オプションを権利行使せずに売却した場合には、(3)に示すように、株式譲渡所得として譲渡益に対して課税される。

(1) 権利付与時

所得税36条の規定する「収入」には、金銭によるもの、物品または権利その他経済的な利益が含まれる。譲渡制限のないストック・オプションが該当する には、次に掲げるような利益が含まれる。

【物品または権利その他経済的な利益（所得税法基本通達36-15）】

利益が生じるケース	収入すべき金額	例
(1) 物品、その他の資産の譲渡を無償、または低い対価で受けた場合	その時の資産の価額 または、その価額とその対価の額との差額に相当する利益	販売業者等が公告宣伝用資産の贈与等を受けた場合 使用者から食事、商品、製品等を受け取る場合 など
(2) 土地、家屋その他資産の貸与を無償、または低い対価で受けた場合	その時に通常支払うべき対価の額 または、その通常支払うべき対価の額と実際に支払う対価の額との差額に相当する額	使用者から住宅等の賃貸料相当額を受け取る場合 など
(3) 金銭の貸付または提供を、無利息、または通常よりも低い利率で受けた場合	通常の利率により計算した利率 または、その通常の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額に相当する利益	使用者から利息相当額の利益及びその評価を受ける場合 など
(4) 及び 以外の、用役の提供を無償、または低い対価で受けた場合	その用役について通常支払うべき対価の額 または、その通常支払うべき対価の額と実際に支払う対価の額との差額に相当する額	使用者から用役の提供及びその評価を受ける場合 など
(5) 買掛金その他の債務の免除を受けた場合	その免除を受けた金額 または、自己の債務を他人が負担した場合に負担した金額	債務免除益

譲渡制限がないストック・オプションは、通常は権利付与時に課税されると考えられる。しかし、インボイスの発行するストック・オプションは、所有株式数に応じて、株主に対し商法上の株主平等原則に従い一律に付与するものであることから、インボイスからの資産移転や、既存株主間の経済的価値の移転はない。

即ち、インボイスが付与したストック・オプションは新株予約権の「株主割当」であり、所得税法36条の規定する「収入」の実現はなく、ストック・オプションを付与した時点では、課税関係は生じない。

(2) 権利行使時

権利行使時に、経済的利益を受けたものとして課税されるのは、次の権利を当てられた場合である（所得税法施行令 84 条）。

- (1) 従来の新株引受権等
- (2) 有利発行の新株予約権
- (3) 有利発行以外の新株予約権
- (4) 発行法人から取締役、監査役等の役員または使用人に対する新株等を取得する権利（第三者割当を受けた場合）

しかし、インボイスが付与したストック・オプションは、(1)で説明したように新株予約権の「株主割当」であり、所得税法施行令 84 条に掲げる権利には該当せず、同条は適用されない^(注2)。よって、**権利行使をした時点では、課税関係は生じない。**

権利行使により取得した株式の取得価額は、ストック・オプションの権利行使時に払い込んだ金額である。

- (注2) 所得税法施行令 84 条に掲げる権利に該当する場合でも、株主等として与えられ場合には適用されない。つまり、発行法人から有利発行による新株等を取得する権利を与えられた場合でも、株主としての地位に基づき、株主平等の原則により平等に与えられた場合には、通常は利益を与えられたことにはならない（平成 16 年度版所得税基本通達逐条解説 23～35 共 - 8）。

(3) スtock・オプションの譲渡時

ストック・オプションは租税特別措置法 37 条の 10 第 3 項に規定する「株式等」に該当する。

租税特別措置法 37 条の 10 第 3 項

…株式等とは、次に掲げるものをいう

1. 株式（株式の引受による権利、新株の引受権及び新株予約権を含む）

よって、ストック・オプションを譲渡した場合の所得の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額」として取扱われる。ただし、ストック・オプションは税法上の上場株式等^(注3)に該当しないため、譲渡益に対する税率は、20%（所得税 15%、住民税 5%）となる。

また、ストック・オプションを株主の求めに応じてインボイスが買い取る場合も、当該ストック・オプションの買取りによる交付する金銭は、当該ストック・オプションの買取時の公正な価額による対価であり^(注4)、「株式等に係る譲渡所得等の金額」になると考えられる

当該ストック・オプションは配当の代わりに付与されたものであるが、所得税法 25 条第 1 項に掲げる「利益の配当とみなされる場合^(注5)」により交付する金銭等には該当しないため、ストック・オプションの譲渡による差益が配当所得として取扱われることはない。

つまり、ストック・オプションの譲渡益は買取時の公正価値であり、公正価値に対して課税されることとなる。

(注3) 上場株式とは

- ・上場株式、上場新株予約権等
- ・店頭登録・管理銘柄の株式
- ・上場優先出資証券
- ・ETF
- ・上場新株予約権付社債、店頭転換社債型新株予約権付社債
- ・外国上場株式等
- ・公募株式投資信託
- ・上場未公開株式等投資証券（ベンチャーファンド）
- ・上場不動産投資証券

(注4) インボイスがストック・オプションを買い取る場合、ストック・オプション1個の価格は500円である。これは、2004年11月12日に証券会社の入札により決定した。

(注5) 所得税法25条第1項では、次の場合に、交付された金銭・その他の資産が利益の配当とみなされると定められている。

- ・法人の合併
- ・分割方分割
- ・資本もしくは出資の減少、解散による残余財産の分配
- ・株式の消却
- ・自己株取得
- ・法人からの社員の退社または脱退による持分の払い戻し

【資料1】税制適格ストック・オプション

ストック・オプションが税制適格になるためには、次の要件を満たさなければならない。

付与対象者の範囲	次のいずれかに該当する者 ストック・オプションを発行する法人の取締役または使用人 発行済株式総数(議決権のあるもの)の50%超を直接または間接に保有する法人の取締役または使用人
ストック・オプション付与契約が満たすべき要件	権利行使開始日が権利付与決定日(株主総会決議日)から2年以内でないこと 権利行使により取得する株式の総額が年間1,200万円以下 権利行使価額が契約締結時の時価以上 権利行使に係る株式の譲渡または新株の発行が商法上の決議事項に反しないこと 権利行使で取得された株式が、証券会社等に保管委託されること 権利行使期間が付与決議日から10年以内 譲渡が制限できること
権利行使時に誓約すべき事項	権利者が、権利付与日に当該株式会社の大口株主もしくはその特別関係者でないこと
提出書類の記載事項	権利行使の年における当該権利行使者の他の権利行使の有無等

【資料2】譲渡制限のないストック・オプションの一般的な取扱い

譲渡が制限されているストック・オプションは、付与後の被付与者の勤労意欲の向上などを期待し、被付与者が権利を行使することで利益を享受するという目的がある。よって、被付与者の利益は権利付与時ではなく権利行使時に実現するのであり、権利付与時ではなく、権利行使時に課税される。

所得税法施行令84条

・・・権利の行使により取得した株式のその行使の日における価額からの次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額

譲渡が制限されていないストック・オプションは、付与後の勤労意欲の向上を期待するものではなく、付与自体が目的であり、被付与者は付与後に自由に売却することができる。つまり、付与時において、ストック・オプションの時価と発行価額の差額は、経済的利益として顕在化しているため、付与時に課税される。

所得税法36条第2項

金銭以外の物または権利その他経済的な利益の価額は、当該物もしくは権利を取得し、または当該利益を享受する時における価額とする。

	譲渡制限あり	譲渡制限なし
課税時点	権利行使時 ^(注6)	権利付与時
課税対象金額	権利行使日の時価 - 新株の発行価額 ^(注7)	付与日の時価 - ストック・オプションの発行価額

(注6) 株式等の取得の申込をした日。当該日が明らかでない場合は、新株等の申込期限とする。権利を行使しなかった場合は、課税しない。

(注7) 新株予約権の発行価額と権利行使価額の合計